

申請前チェックリスト

宿日直許可申請前に、以下をご確認ください。

- 申請を考えている宿日直中に従事する業務は、通常業務とは異なる、軽度又は短時間の業務である。
- 申請を考えている宿直業務は、夜間に十分な睡眠がとり得るものである。
 - ベッド・寝具など睡眠が可能な設備がある。
- 申請を考えている宿日直業務は、通常労働の延長ではなく、通常の勤務時間の拘束から完全に開放された後のものである。
 - 始業・終業時刻に密着して行う短時間の業務態様ではない（4時間未満ではない）
- 救急患者の診療等通常勤務と同態様の業務が発生することがあっても、稀である。
- 実際の宿日直勤務の状況が上記の通りであると医療機関内で認識が共有され、そのように運用されている（宿日直の従事者の認識も同様である）。